

「資格期限（有資格の失効）」について

下水道排水設備工事責任技術者の皆様へ

大阪府下水道協会

からの お知らせ

平成 26 年度より登録申請の有効期間は、合格証交付の日付から 5 年間です。これを過ぎると登録の資格は失効し、再度試験に合格する必要があります。ただし、更新講習を受講した方は新たに 5 年間継承します。

なお、平成 25 年以前に試験に合格された方、または更新講習を受講された方は経過措置を講じております。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

また、市町村へ登録されていない有資格者の方は、最寄りの市町村の下水道排水設備担当課までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

各市町村下水道排水設備担当課、または
大阪府下水道協会（高石市土木部上下水道課内）